

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年10月9日

静岡県公営企業管理者

企業局長 松下 育蔵

静岡県企業局管理規程第5号

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員就業規程（昭和42年事業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第4 (略)				別表第4 (略)			
健康診査又は予防接種受診等回数表				健康診査又は予防接種受診等回数表			
健康診査等の区分		回数	備考	健康診査等の区分		回数	備考
(略)				(略)			
予防 接種	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、水痘、B型肝炎その他管理者が認めるもの	予防 接種 を受 ける ため に必 要と 認め る回 数	予防接種 法第2条 第1項に 規定する 予防接種 （ツベル クリン反 応検査を 含む。）を いう。	予防 接種	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、水痘、B型肝炎、 <u>ロ タウイルス感染症</u> その他管理者が認めるもの	予防 接種 を受 ける ため に必 要と 認め る回 数	予防接種 法第2条 第1項に 規定する 予防接種 （ツベル クリン反 応検査を 含む。）を いう。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。